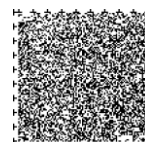


府 中 市 福 祉 計 画
地 域 福 祉 計 画 ・ 福 祉 の ま ち づ く り 推 進 計 画
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 ・ 介 護 保 険 事 業 計 画 （ 第 6 期 ）
障 害 者 計 画 ・ 障 害 福 祉 計 画 （ 第 4 期 ）

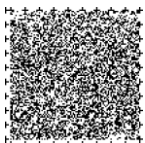
（概要版）

府 中 市



目 次

第1編 府中市福祉計画	1
第1章 府中市福祉計画の見直しにあたって	1
第2章 福祉計画の考え方	3
第2編 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画	8
第1章 計画の基本的な考え方	8
第2章 重点施策	12
第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）	14
第1章 計画の基本的な考え方	14
第2章 重点的取組	18
第3章 介護保険事業計画（第6期）	24
第4編 障害者計画・障害福祉計画（第4期）	30
第1章 計画の基本的な考え方	30
第2章 重点施策	34
第3章 障害福祉計画（第4期）	36
第5編 計画の推進に向けて	42



第1編 府中市福祉計画

第1章 府中市福祉計画の見直しにあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成15年に「福祉計画」を策定し、「安心していきいきと暮らせるまちづくりーみんなでつくる、みんなの福祉ー」を基本理念に掲げ、計画的かつ総合的に福祉施策を推進してきました。平成21年度にはその理念を引き継ぎつつ計画の改訂を行い、地域の福祉課題を解決すべく施策を進めてきました。

それから6年が経過し、急速な少子・高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化や孤立死の増加など、社会経済状況の変化に伴い、地域における福祉課題も多様化・複雑化し、従来の福祉施策では解決できない問題が顕在化してきています。

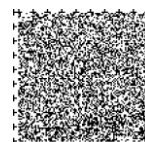
また、東日本大震災における被災状況やその後の復興の過程から見られるように、平時からの地域の支え合いの必要性や避難行動要支援者への対応及び災害時や非常時に備えた高齢者及び障害のある人への支援策も喫緊の課題となっています。

さらに、国の福祉制度も大きな変更が続いており、持続可能な社会保障の構築と全ての世代が相互に支え合う社会を目指す社会保障制度改革の下、各分野にわたる大規模な制度改正が行われています。

こうしたことから、本市においても、身近な地域における福祉施策の再構築及び住民相互の支え合いが求められるとともに、施策の推進に当たり、各分野が相互に連携し、市民と一体になりながら施策を展開していくことが改めて求められています。

平成26年度を期首に新たに策定した「第6次府中市総合計画」では、市民と市が協働してまちづくりを進めることを掲げ、健康・福祉分野については「人と人が支え合い幸せを感じるまち」を基本目標として、施策を推進しています。

以上のような経過を踏まえ、「福祉計画」を策定し、既存計画とも整合を図りながら、福祉施策の総合的かつ横断的な実施を図るものです。

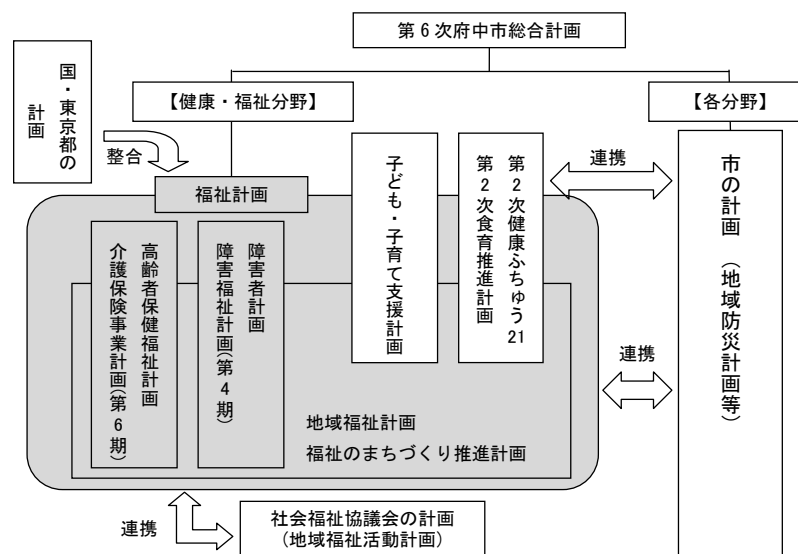


2 計画の位置づけと構成

「福祉計画」は、「第6次府中市総合計画」を上位計画とする計画です。

「福祉計画」は、保健・福祉・医療を一体的に推進するため、地域福祉分野の「地域福祉計画」・「福祉のまちづくり推進計画」、高齢者福祉分野の「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」、障害者福祉分野の「障害者計画」・「障害福祉計画」、子育て支援分野の「子ども・子育て支援計画」、健康分野の「健康ふちゅう21(保健計画)」・「食育推進計画」を横断的につなぐ役割を担っています。

また、福祉計画及び関連計画は、他の生活・環境分野、文化・学習分野、都市基盤・産業分野の計画とも連携した計画とするとともに、国や東京都の関連する計画と整合を図っています。さらに、府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図っています。

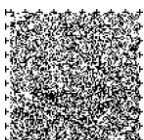


3 計画期間

計画期間は、平成27（2015）年度から平成32（2020）年度までの6年間とします。ただし、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）」及び「障害福祉計画（第4期）」については、計画期間を3年として途中で見直しを行います。

4 策定体制

計画策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、アンケート調査の実施、グループインタビューの実施、パブリックコメントの実施など様々な形で市民参加を図っています。



第2章 福祉計画の考え方

1 福祉計画の基本理念と基本視点

福祉計画ではこれまでの基本理念・基本視点を継承しつつ、第6次府中市総合計画の内容を踏まえた、コミュニティを基点とした福祉及び総合的・包括的な福祉を志向します。また、住み慣れた地域の中で住民同士が助け合い、支援の必要な方が必要な支援につながることで、安心して暮らせる地域社会を目指します。

基本理念

みんなでつくる、みんなの福祉

～人と人との支え合い幸せを感じるまちを目指して～

基本視点

1 安全で安心した暮らしを支える福祉の実現

住み慣れた地域で、安心かつ安定して暮らし続けることのできる仕組みや環境づくりを進めます。また、一人ひとりの尊厳が尊重され、安心してその人らしい暮らしが実現するとともに、誰もが障害や障壁を感じることなく暮らすことができるという視点からの施策を推進します。

2 いきいきと自立した暮らしを支える福祉の実現

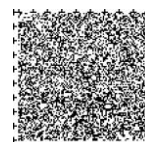
あらゆる市民が、心身共に健やかに自立して暮らせるような地域社会の実現を図るとともに、その人らしい人生が確保され、生活の質が高められる福祉を目指します。

3 地域で支え合う福祉の実現

身近な地域社会において、人と人とのきずなを大切にしながら、市民自らが参画し、自発的に支え合い、様々な主体と協働して進める市民中心の福祉の実現を目指します。

4 協働・連携で進める福祉の実現

共同（地域）連帯の理念に基づき、市民や自治会・町会、NPO・ボランティア団体、福祉関係機関、教育機関、事業者及び行政が協働する地域社会の実現を目指すとともに、医療・福祉の多職種が連携した総合的・包括的な福祉の実現を目指します。

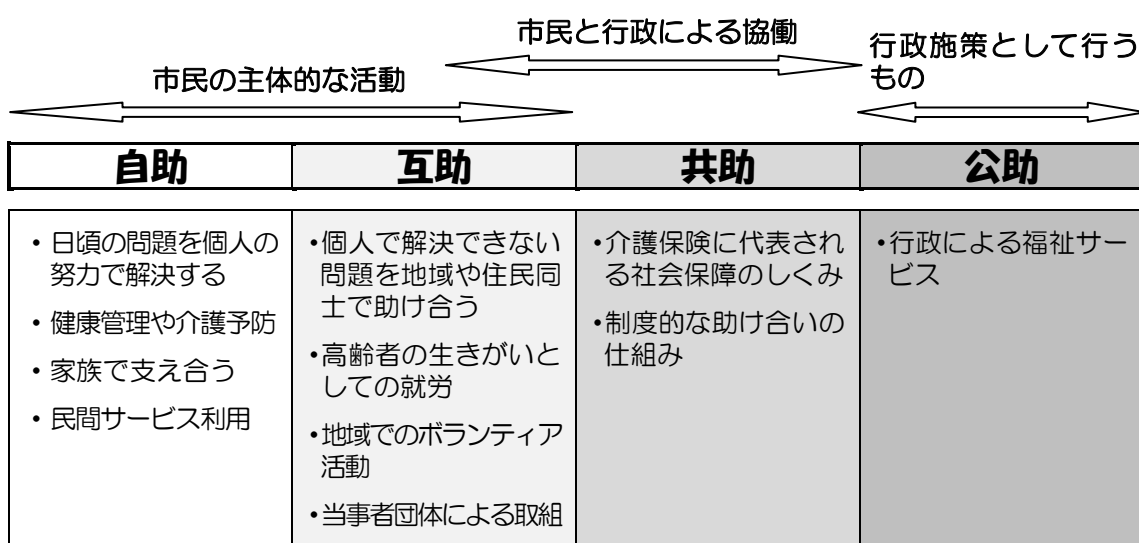


2 福祉施策の考え方

(1) 「自助」「互助」「共助」「公助」

本市でも少子・高齢化や市民生活の変化から、従来の「公助」「共助」主導の福祉ではなく、「自助」「互助」の役割を再評価し、これらと相まって総合的な施策の展開が必要となっています。

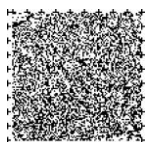
本市では、「個人の尊厳を尊重しながら、自助・互助の役割に配慮しつつ、それではカバーできないことに公的サービスによる対策を講じる」ことを福祉サービスの基本的な考え方として福祉施策に取り組みます。



(2) 地域包括ケアの実現

現在、高齢者福祉分野が中心となって構築が進められている地域包括ケアシステムは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場で適切に提供できるような地域での仕組み」というものですが、これは、本来的には、高齢者のみならず、障害のある人、子ども、生活困窮者など、福祉課題（生活上の問題・困難）を有するあらゆる人のためのものであると考えます。

本市の地域包括ケアの考えは、市民を主体とした「地域（コミュニティ）でのケア」を確立することと、継続的で切れ目のない「包括的なケア」を推進していくことの双方から進めていくことを基本的な考え方とします。



（３）市民・関係機関・事業者との協働

福祉の推進に当たっては、市民、自治会・町会などの地域組織・団体、ＮＰＯ・ボランティア団体、事業者、教育機関、市などの地域の構成主体が、福祉のまちづくりの方向性を共有し、それぞれの持てる力を発揮し、お互いに連携・協働することが必要です。市民、自治会・町会などの地域組織・団体、ＮＰＯ・ボランティア団体、事業者、教育機関などの個々の取組を、行政が仕組みづくりの点から支援し、ソーシャルキャピタルの醸成に努めます。

（４）セーフティネット（安全網）の充実

生活上の困難を抱え、支援を必要とする様々な市民の拠りどころとなる、セーフティネットの充実を図ります。

生活保護に至らないまでも経済的に困窮している人、複合的な問題を抱えている人など、一人ひとりが抱えている問題を、複数の分野の支援者が連携し、問題の解決に向けて、適切なサービスや支援につなげます。

３ 福祉計画で取り組むこと

福祉計画では、地域で支援の必要な方の生活を支え合うために、分野横断的に推進すべきこととして、次の３点に着目した取組を進めます。

（１）みんなで進める福祉の地域づくり

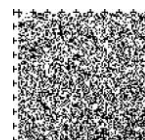
多様な主体、関係機関が、本市で暮らす高齢者、障害のある人、子どもなどあらゆる市民一人ひとりを支えていく福祉の地域づくりを進めるための仕組みを考え、自助及び地域の互助を活用して福祉を展開するための方策を検討し、必要な事業を進めます。

（２）災害時における避難行動要支援者への支援

災害時に支援の必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します。

平常時から支援を必要としている人と接している自治会・町会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、避難行動要支援者の支援体制を整備します。

また、避難行動要支援者名簿の周知を図り、登録者を増やすとともに、避難行動要支援者名簿の登録要件を整理し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人に加え、難病のある人や乳幼児等への拡大を検討します。

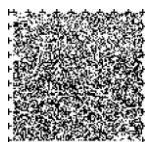
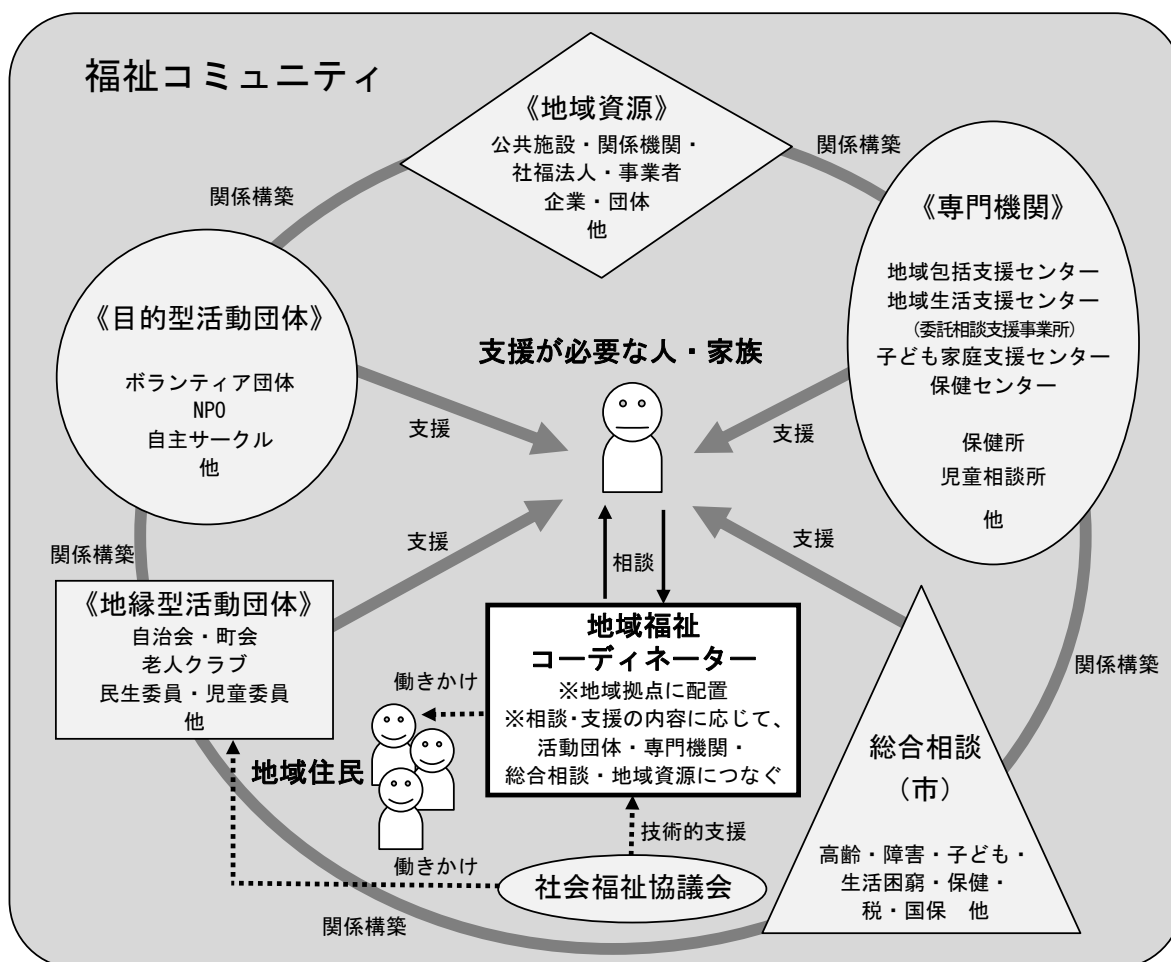


(3) 総合的・包括的な相談支援の仕組みづくり

複合的な福祉課題を抱える市民への適切な支援を図るため、問題を整理し、解決に向けて専門的な支援機関や制度・サービス等の紹介を行う総合相談窓口の設置とあわせ、福祉サービス全般及び地域の実情に精通した地域福祉コーディネーター（仮称）を育成し地域に配置します。

総合相談窓口及び地域福祉コーディネーターは、相談者一人ひとりの状況に応じて、地域住民や自治会・町会、民生委員・児童委員、関係機関などと連携・協力しながら、個々の福祉課題の解決に向けて支援します。

図表 1 総合的・包括的な相談支援（イメージ図）



4 福祉エリア（日常生活圏域）

市では、人口や面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮した6つの区域を福祉エリアとしています。

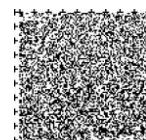
地域福祉分野では、これからの新しい地域福祉活動を推進するために、福祉エリアごとの地域資源を活用しながら、全ての関係機関が連携を図ることを目指します。

高齢者福祉分野においては、福祉エリアを引き続き介護保険事業計画の日常生活圏域（6圏域）として位置付け、更に地域包括支援センターの11地域の小圏域を定め、情報提供や相談体制を充実するとともに、地域密着型サービスの量の見込みを定めます。同時に介護予防や地域支援事業を推進することで、介護が必要になっても住み慣れた地域に住み続けられるような体制づくりを充実します。

子育て支援分野においては、福祉エリアを子ども・子育て支援計画における「教育・保育提供区域」として位置付け、地域の実情に応じた教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を定めることとしています。

なお、本市の圏域には文化センター圏域（11圏域）、中学校区（11圏域）等もあることから、これらの圏域を基盤に活動している地域活動との連携や調整を図るとともに、事業の性質に応じて、それぞれの事業に適した圏域に基づき、各事業を展開することとします。

図表2 府中市の福祉エリア



第2編 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念と考え方

(1) 計画の理念

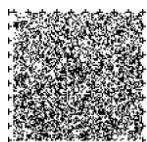
福祉計画の基本理念である「みんなでつくる、みんなの福祉～人と人が支え合い幸せを感じるまちをめざして～」の実現を目指し、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画では次のように理念を設定します。

みんなでつくる、「共に生きるまち」

(2) 計画の考え方

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の考え方は次のとおりとします。

- 視点1 全ての市民を対象にします
- 視点2 市民の人権を尊重します
- 視点3 市民との協働による地域福祉をより一層推進します
- 視点4 地域のつながりを大切にします
- 視点5 福祉の充実のための仕組みをつくります
- 視点6 市民が安心できる相談の仕組みをつくります
- 視点7 ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりを推進します
- 視点8 福祉のまちづくりを総合的に推進します



2 計画の基本目標

「みんなでつくる、「共に生きるまち」の実現に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 安心・安全の仕組みづくりの推進

市民の様々な福祉課題に応じて、一人ひとりが必要とする支援を適切に受けることができ、住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けることを支援します。

(2) いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりの推進

市民がいつまでもいきいきと暮らせるよう、健康づくりと介護予防の充実を図ります。また、支援を必要とする高齢者や障害のある人等の誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り支援の拡充や、一人ひとりの状況に応じた生活支援の充実を図ります。

(3) 支え合いの福祉コミュニティの形成

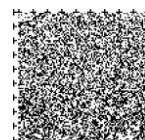
市民の一人ひとりが地域福祉の担い手となり、地域で互いに助け合い、支え合えるよう、住民主体の福祉活動の取組を支援します。また、多くの市民が地域福祉活動に参加できるように、参加の機会や参加しやすい仕組みづくりを進めます。

(4) 市民との協働の推進

行政、事業者、NPO・ボランティア団体などの民間団体及び住民がそれぞれの役割や資源、機能を有機的にいかせるよう、連携・協働を図ります。

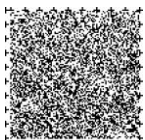
(5) 連携・協働で進める福祉のまちづくりの推進

全ての市民が、施設や道路等のハード面だけでなく、意識や情報のソフト面においても、障害や障壁を感じることなく地域で暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを引き続き推進します。

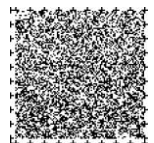


3 計画の体系

目 標	方 針	施 策
1 安心・安全の 仕組みづくりの 推進	(1)相談支援事業の充実	① 相談窓口の連携強化（再3-(3)-②） ② 利用者の立場に立った相談体制の充実 ③ 苦情相談窓口の充実
	(2)権利擁護・虐待防止の 推進	① 権利擁護事業の充実 ② 市民後見人の養成・活用 ③ 虐待・暴力の防止
	(3)防災・防犯のまちづく り	① 避難行動要支援者支援 ② 災害時のバリアフリー ③ 福祉サービス事業者等との防災協力 ④ 防犯対策の強化
	(4)生活困窮者の自立支 援	① 自立と社会参加への支援 ② 生活問題の実態把握と情報共有
	(5)福祉サービスの質の 確保	① 事業者・事業者団体への支援 ② 利用しやすいサービス情報の提供
2 いきいきとした 暮らしを支える 仕組みづくりの 推進	(1)健康づくり・介護予防 の推進	① 健康づくりへの支援 ② 介護予防への支援 ③ 健康に関する相談・情報提供体制の充実
	(2)地域主体の日常生活 の支援	① 日常生活の支援 ② 地域での見守り活動の充実（再4-(2)-④）
3 支え合いの福祉 コミュニティの 形成	(1)地域福祉活動の促進	① 文化センター等を活用した福祉活動の推進 ② 交流活動の支援充実 ③ 地域の福祉活動への支援 ④ 社会福祉協議会との連携（再4-(3)-②）
	(2)社会参加の促進	① あらゆる市民の地域参加の促進 ② ボランティア活動を通じた社会参加の促進 ③ 就業機会の拡大
	(3)地域資源の発掘・創出	① 多様な主体との連携による福祉のまちづくり ② 相談窓口の連携強化（再1-(1)-①） ③ 福祉活動拠点の拡充 ④ 地域における子育て支援



目 標	方 針	施 策
4 市民との協働の推進	(1)多様な人材の育成・活用	① 専門的な人材確保 ② 多様な人材の育成・確保 ③ ボランティアセンター事業の拡充
	(2)支援ネットワークの推進	① 支援ネットワークの推進 ② 関係団体等への支援 ③ 関係団体による情報交換の場の設置 ④ 地域での見守り活動の充実（再2-(2)-②）
	(3)パートナーシップの推進	① NPO・ボランティア団体等との連携による地域福祉の拡充 ② 社会福祉協議会との連携（再3-(1)-④） ③ 民間活力の活用による福祉サービスの確保 ④ 福祉施設と地域の連携推進
5 連携・協働で進める福祉のまちづくりの推進	(1)互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）	① 福祉意識の醸成 ② 福祉教育・啓発活動の推進
	(2)分かりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）	① 分かりやすい情報提供の仕組みづくり ② 情報利用のアクセスの確保 ③ ユニバーサルデザインの周知 ④ サイン整備の拡充 ⑤ 制度についての情報提供
	(3)幅広く使いやすい制度の推進（制度のバリアフリー）	① 使いやすい制度づくり ② 当事者参加・参画の仕組みづくり
	(4)ユニバーサルデザインの推進（物理的なバリアフリー）	① 福祉のまちづくり推進事業 ② 建物のバリアフリー化の推進 ③ 公園のバリアフリー化の推進 ④ 移動のバリアフリー化の推進 ⑤ 交通事業者との連携強化 ⑥ 自転車駐車場の整備 ⑦ バリアフリー情報の提供



第2章 重点施策

1 福祉コミュニティの形成

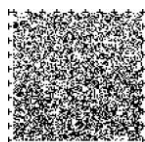
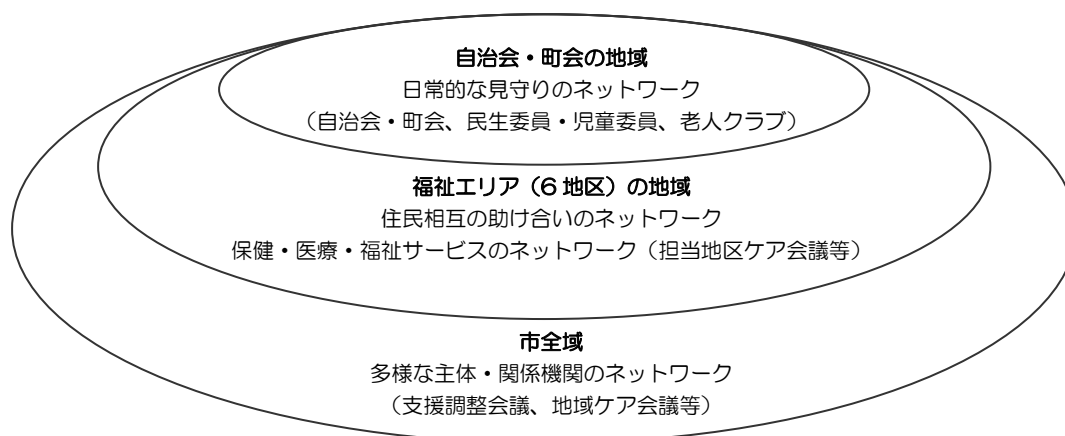
暴力・虐待・孤立死等の社会問題に対応していくために、福祉の視点に立ってコミュニティ（地域社会）の力を高めていく必要性が高まっています。

また、災害時への備えとして、市民との協働による平時からの防災への取組や、発災時の助け合いが求められています。

そのためには、地域で共に生きる仲間として、日頃から住民同士が交流し、顔の見える関係を作っておくことが必要になります。平時から災害時までを視野に入れた“福祉コミュニティの形成”を重点施策に設定します。

- ① 福祉意識の醸成（心のバリアフリー）
- ② 福祉エリア6地区ごとの特性に合わせた取組の実施
- ③ 住民同士の交流支援及び自主的な地域福祉活動の促進
- ④ 避難行動要支援者名簿の周知、登録要件の整理、登録勧奨
- ⑤ 災害時に備えた市民・事業者等との協働の仕組みづくり

図表3 支援ネットワークのイメージ



2 セーフティネットの充実

生活保護の要件には当てはまらないが生活に困窮している人、複合的な問題を抱えている人、支援を必要としているにも関わらず福祉サービスに結びつきにくい人、地域で孤立している人などを支援する新たな仕組みが求められています。

一人ひとりが抱えている様々な問題を集約し、複数の分野の支援者が連携して、環境整備も含めた問題解決の方法を検討し、サービスを組み合わせて支援することが必要であるため、「セーフティネット(生活していく上で様々な困難を抱える人を支える仕組み)の充実」を重点施策に設定します。

① 生活困窮者への支援（自立相談支援事業、就労支援事業及び学習支援事業）

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります。生活困窮者を対象に、自立相談支援事業及び就労支援事業、住居確保給付金の支給を実施する他、家計再建支援事業、学習支援事業などの任意事業を実施します。

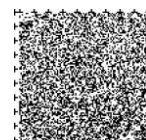
② 総合相談窓口の整備

「どこに相談したら良いか分からない」、「何か所も相談に行くのは大変」といった市民の福祉課題に対応するため、市役所内に総合相談窓口を整備し、問題の整理・解決を図ります。

また、複数の分野にまたがる複合的な問題である場合は、関連する分野の専門職との連携を図り、公的なサービスや民間のサービスなどの社会資源につなげるなど、包括的・継続的な支援を行います。

③ 地域福祉コーディネーター（仮称）の育成・配置

総合相談窓口の整備と併せ、福祉サービス全般及び地域の実情に精通した地域福祉コーディネーター（仮称）を社会福祉協議会や地域の社会福祉法人などと連携して育成・配置します。



第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目指すもの（理念）

府中市福祉計画の基本理念である「みんなでつくる、みんなの福祉～人と人との支え合い幸せを感じるまちを目指して～」の実現に向けて、本計画では、これまでの基本理念・基本視点を継承しつつ、地域包括ケアシステムの構築を目指し、次のように理念を設定します。

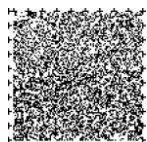
住み慣れた地域で安心していきいきと
暮らせるまちづくり

2 計画の基本目標

（1）高齢者の生きがいづくり・就労支援の推進

元気な高齢者が、それぞれ培った知識、経験及び技術をいかしながら、住み慣れた地域で、生活支援サービスやボランティア活動の担い手として活躍できる仕組みづくりを推進するために、元気な高齢者を中心として、地域における支え合い体制を構築します。

また働く意欲のある高齢者に、就労相談や就業機会の提供支援をし、高齢者が積極的に地域で活躍できる仕組みづくりを推進します。



(2) 健康づくり・介護予防の推進

新しい総合事業の構築と併せ、介護予防推進センターの機能強化を図り、新たな事業の立案や従来から実施している地域における介護予防プログラム、自主グループの育成支援などを充実させます。

また、府中市保健計画「健康ふちゅう21」とも連携を図りながら、壮年期から高齢期まで継続して取り組む健康づくり事業や介護予防事業を推進します。

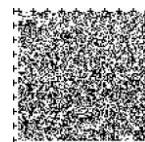
(3) 地域での生活を支える仕組みづくり

介護や支援が必要な状態になっても、また認知症になっても、高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、介護・医療・生活支援が連携したサービスの仕組みづくりを進めるとともに、高齢者が暮らしやすい住まいに係るサービスが提供される支援策を展開します。

また、地域住民が主体的に多様なネットワークをつくるための支援を進め、市やNPO・ボランティア団体、介護サービス事業者等とも協働した身近な支え合いの仕組みと体制を一層充実させます。

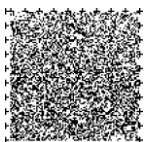
(4) 介護保険制度の円滑な運営

介護や支援が必要な状態になっても、高齢者が尊厳を持って住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスの充実を図るため、引き続き介護保険制度の円滑な運営に取り組みます。



3 計画の体系

目 標	方 針	施 策
1 高齢者の生きがいづくり・就労支援の推進	(1) 高齢者の社会参加の促進 (2) 充実した暮らしへの支援 (3) 地域住民主体の地域づくりの支援 (4) 高齢者の就労支援	① 地域活動の情報提供 ① 老人クラブの活性化への支援 ② 自主グループへの支援 ③ 生涯学習やスポーツ活動との連携 ④ 交流機会の確保と支援 ⑤ 「未来ノート」の活用の推進 ① 地域住民主体の地域支え合い事業の推進 ① 就業機会の拡大
2 健康づくり・介護予防の推進	(1) 新しい総合事業の構築 (2) 介護予防の充実 (3) 健康づくりの推進	① 介護予防給付の一部と介護予防事業の新しい総合事業への移行（新規） ① 介護予防事業の推進 ② 介護予防サポーターの活用 ③ 介護予防の地域における展開 ① 健康増進活動への支援 ② 健康相談・啓発活動の支援 ③ メタボリックシンドロームの予防と病気の早期発見



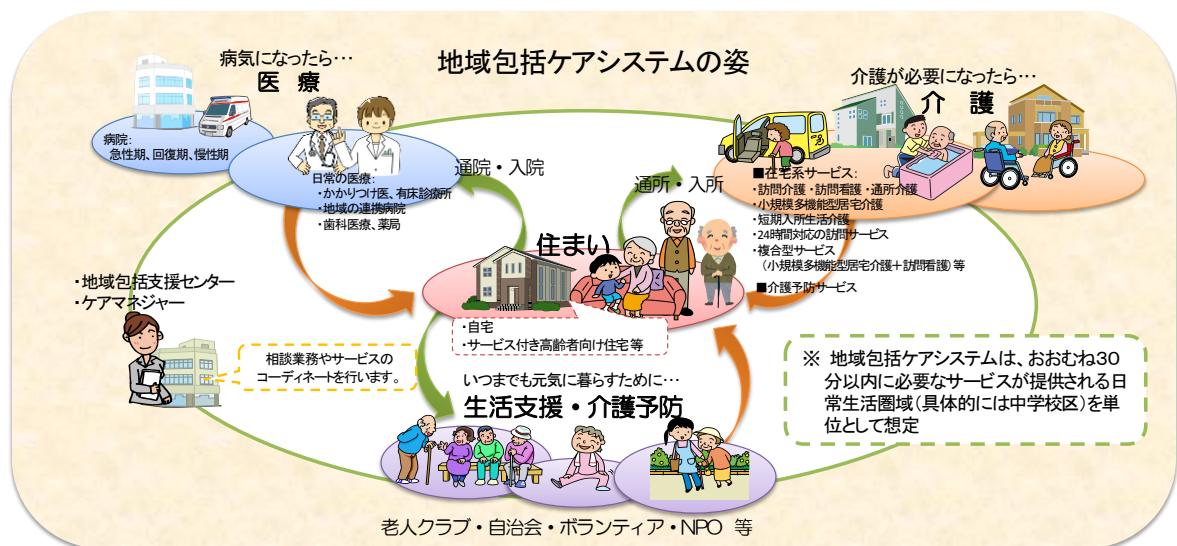
目 標	方 針	施 策
3 地域での生活を支える仕組みづくり	(1)医療と介護の連携 (2)認知症支援の推進 (3)地域支援体制の推進 (4)生活支援・見守り支援 (5)高齢者の多様な住まい方への支援 (6)介護基盤の整備 (7)介護者への支援 (8)災害や防犯に対する支援体制の充実	①在宅療養環境支援体制づくり ②医療と介護・福祉の連携の取組 ①ケアマネジャーとかかりつけ医の連携 ②認知症の早期診断・早期対応の推進 ③認知症ケアパス作成の推進 ④認知症高齢者を支えるまちづくり ①地域包括支援センターの充実 ②民生委員・児童委員や自治会・町会との連携の推進 ③介護予防コーディネーターの地域活動の充実 ①高齢者見守りネットワークの推進 ②ふれあい訪問活動の充実 ③多様な地域資源の発掘・育成 ④一時的に養護が必要な高齢者への在宅支援サービス ⑤介護度が重い高齢者への在宅支援サービス ⑥一人暮らし高齢者等在宅支援サービス ①高齢者住宅の運営 ②高齢者の住まいのあり方の検討 ③公営住宅の高齢者入居枠確保 ④住環境の改善支援 ①介護基盤・地域密着型サービス充実 ①介護者支援のあり方の検討 ②相談支援体制の充実 ③介護者教室、交流の充実 ④緊急時ショートステイの確保 ①避難行動要支援者支援体制の整備（支援体系の整備） ②社会福祉施設等との災害時の連携 ③消費者被害の対策
4 介護保険制度の円滑な運営	(1)介護保険事業の推進 (2)情報の提供体制の充実	①介護サービス相談体制の充実 ②低所得者への配慮 ③給付の適正化 ④サービスの質の確保・向上 ⑤介護保険特別給付の検討 ①情報の収集と提供体制の整備 ②利用しやすいサービス情報の提供



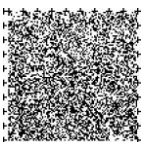
第2章 重点的取組

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、地域が高齢者を見守り、支えるシステムの一環である地域包括ケアシステムを構築することが必要となります。その基盤として必要な高齢者の住まい・住まい方を確保し、介護、医療、予防及び生活支援が柔軟に組み合わされていくことが重要です。

本計画では、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）の地域包括ケアシステムの実現を目指し、地域包括ケアの基本となるコミュニティケアの体制の仕組みづくりを推進するために、「第5期計画」で重点的に取り組んできた、地域包括ケアシステム構築に向けた5つの重点的取組：高齢者の住まい方の支援、医療との連携、認知症支援策の充実、生活支援サービスの充実及び地域包括支援センターの機能の充実に承継しつつ、地域全体の交流促進を拡充し、6つの重点的取組とします。



出典：厚生労働省資料



1 高齢者の多様な住まい方への支援

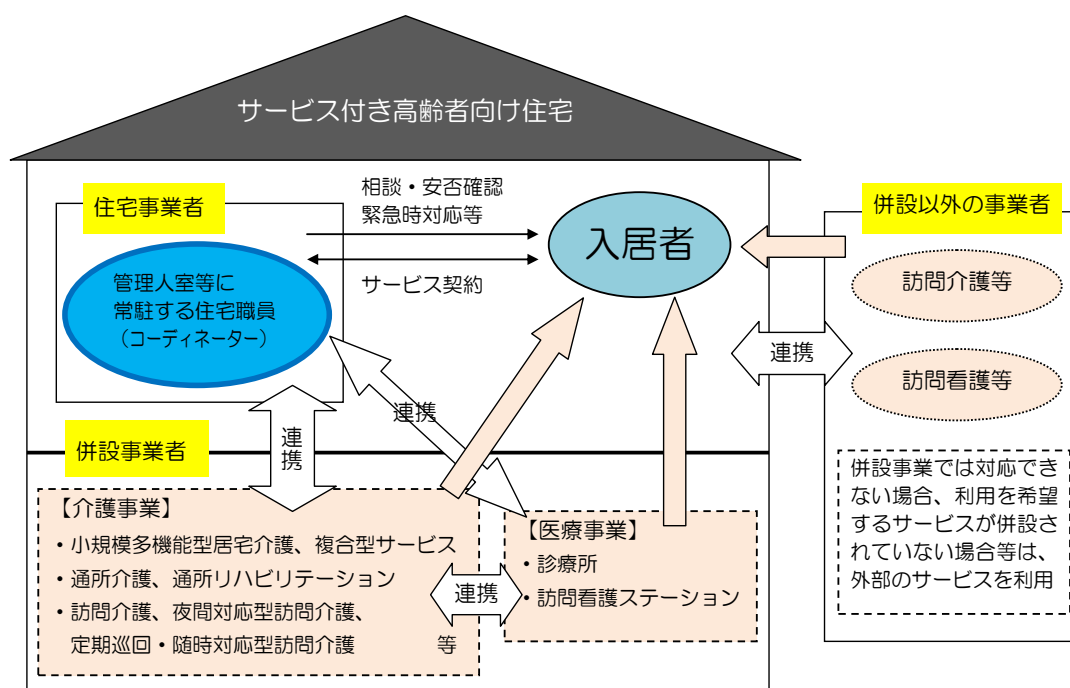
地域包括ケアシステム構築には、生活の基盤として必要な住まいが整備され、かつ、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが前提となります。

地域包括ケアシステムは、それらを確保した上で、心身の状態や「住まいと住まい方」の変化に応じて、介護・医療・予防・生活支援を柔軟に組み合わせて提供される姿が想定されています。

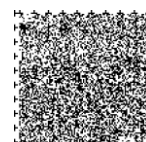
高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、多様な住まいのあり方について検討していきます。

- ① 高齢者の住まいのあり方の検討
- ② 圏域ごとに計画されたグループホーム等の整備促進
- ③ 在宅高齢者の住環境改善支援

図表4 東京都医療連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業



出典：東京都福祉保健局資料



2 新しい総合事業の構築

地域包括ケアシステムの構築には、高齢者が自立して暮らすための介護予防の充実や、住み慣れた地域での生活を支える生活支援サービスの充実が不可欠となります。

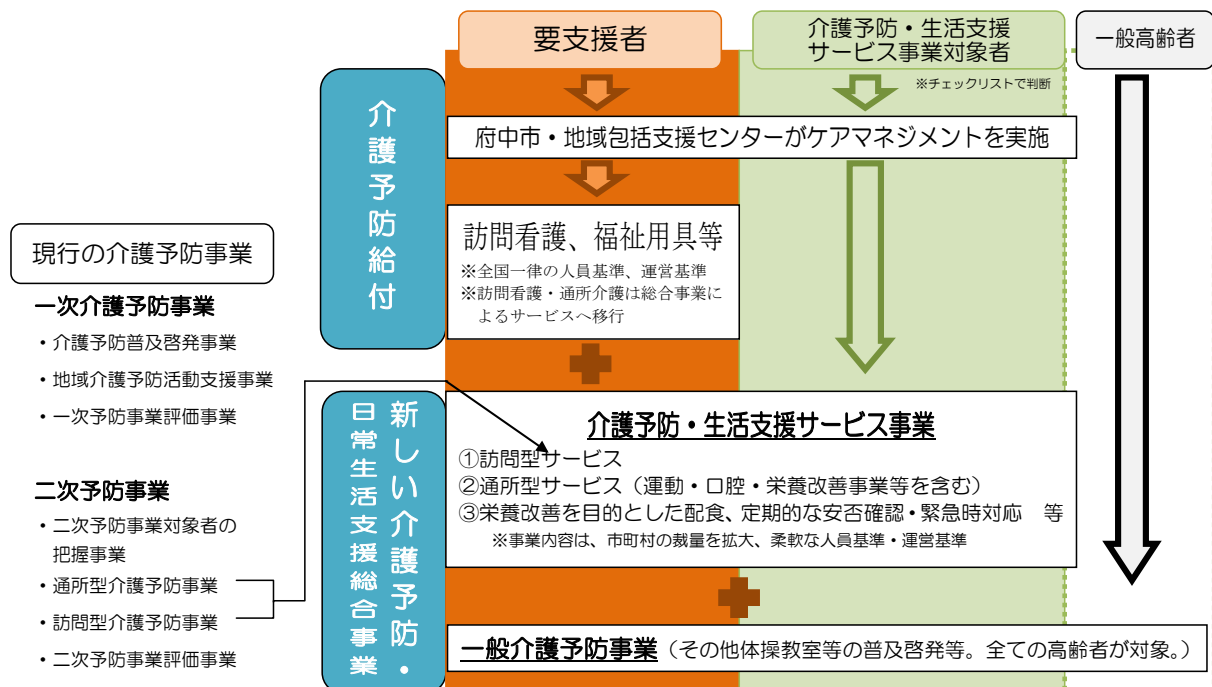
アンケート調査でも、介護予防、見守りや配食及び家事援助や買い物の生活支援に対する多様なニーズが挙げられていました。

こうしたなかで、今回の介護保険制度改正では新しい総合事業の構築が挙げられます。

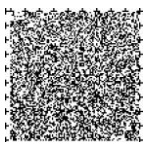
本市には、介護予防の拠点である介護予防推進センターもあるので、その活用も含めた新しい総合事業の体制を構築します。また、地域の居場所づくり、元気な高齢者の活動支援も併せて展開します。

- ① 「新しい総合事業」の全体像の構築
- ② 介護予防・生活支援サービスのメニューの構築
- ③ 介護予防ケアマネジメントの充実
- ④ 一般介護予防事業の推進
- ⑤ 「ふれあいサロン」、「ほっとサロン」等、住民主体の通いの場の充実
- ⑥ 生活支援ニーズとサービスをマッチングさせる体制づくり

図表5 介護予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業



出典：厚生労働省資料



3 地域住民主体の地域づくりの支援

高齢者が培った知識、経験及び技術をいかしながら、地域で生活支援サービスやボランティア活動の担い手として活躍するとともに、高齢者が中心となり、地域における支え合いの体制を構築していきます。

- ① 地域支え合いの推進
- ② ボランティアの推進
- ③ 高齢者が担い手となる生活支援サービスの仕組みづくり

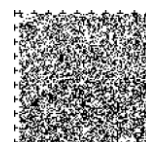
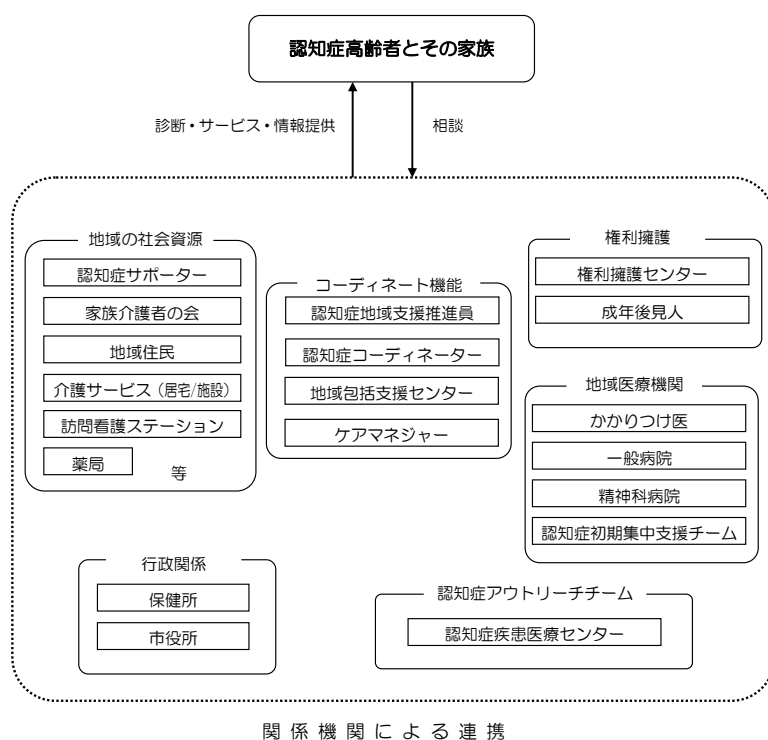
4 認知症支援の推進

本市では平成18年度制度改正を機に、「介護予防」とともに、「認知症支援」に注力しており、「第5期計画」期間には、認知症サポーターささえ隊の養成を推進し、「もの忘れ相談医」を展開しています。

市ではこれまでも重点取組項目として取り上げていましたが、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等を参考に認知症施策全体を再構築していきます。

- ① 認知症ケアパスの作成・普及
- ② 認知症の早期診断・早期対応体制づくり
- ③ 地域での認知症の方と家族支援の強化（認知症カフェ等）

図表 6 認知症支援体制ネットワーク図



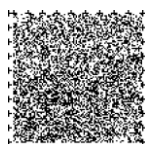
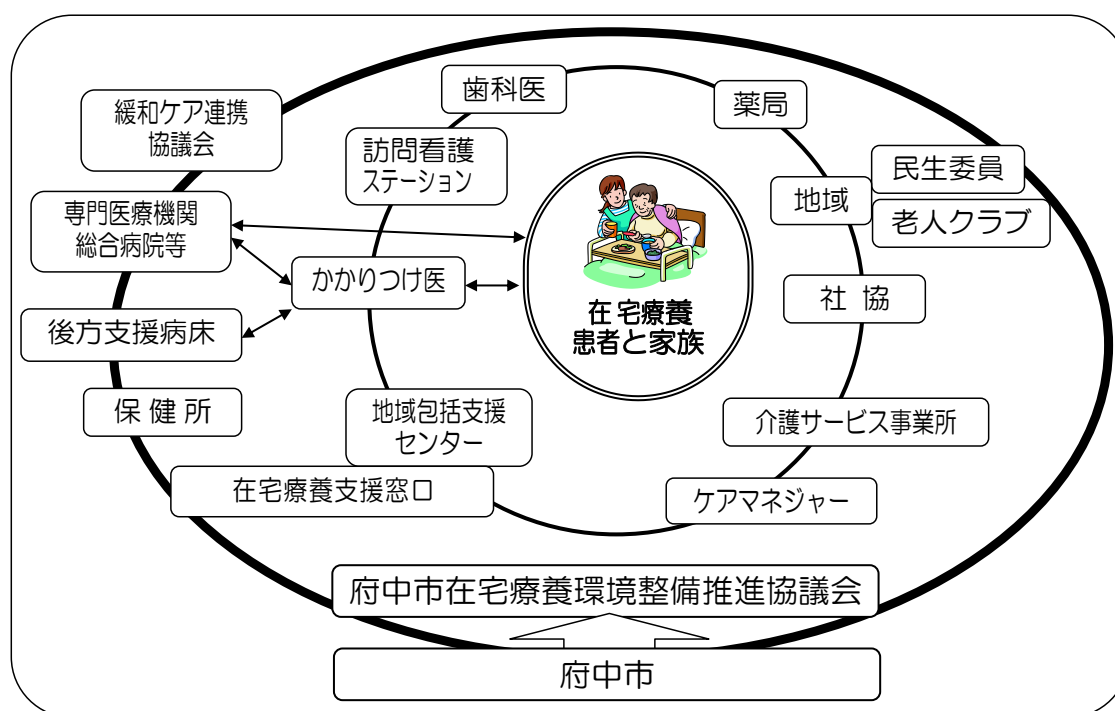
5 医療と介護の連携

医療と介護の連携については、医療と介護の関係者が一体となって市民の生活を支え、医療、介護、リハビリテーション及び生活支援に取り組むことが重要であり、そのことが地域包括ケアシステムの構築につながるものと考えます。

在宅療養に関しては、「第5期計画」の期間中に「府中市摂食・嚥下機能支援検討協議会」を開催し、また、「府中市在宅療養環境整備推進協議会」を設置して検討を開始しました。今後も在宅療養や退院時等の連携の取組を充実し、市民に意識啓発するとともに、医療・介護連携の仕組みをつくる必要があります。

- ① 在宅療養支援窓口の設置
- ② 顔の見える連携会議（研修会・事例検討会）の実施
- ③ 在宅療養への市民意識啓発事業の実施

図表 7 本市の在宅療養支援体制

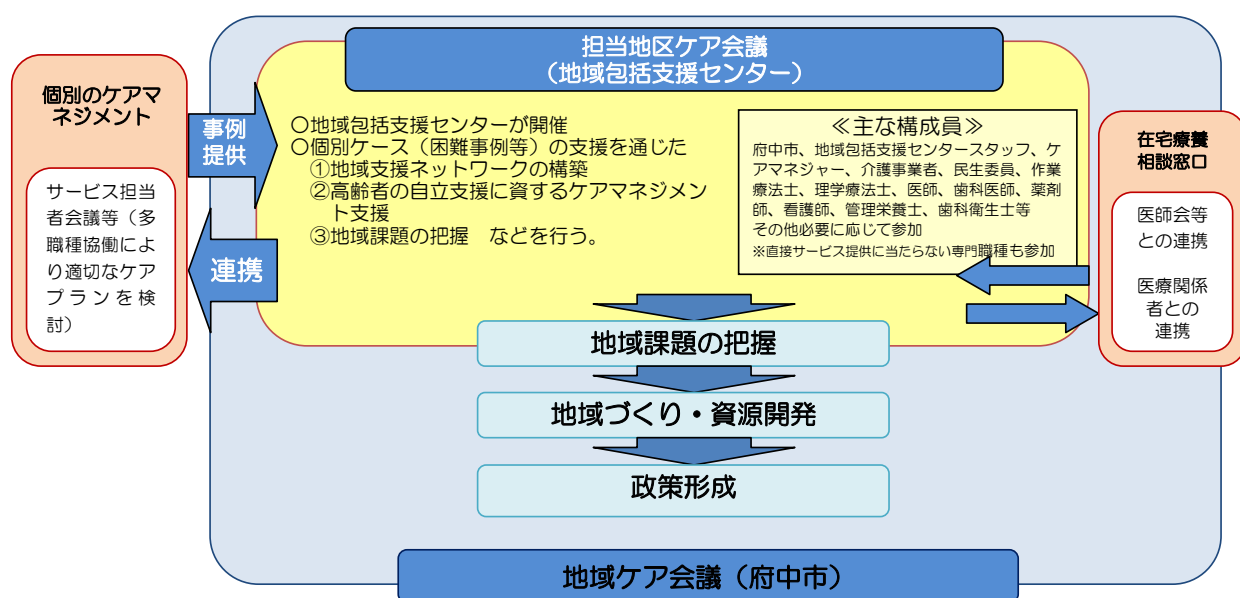


6 地域支援体制の推進

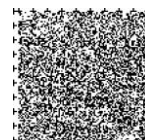
地域包括ケアシステムの取組を展開していくため、地域包括支援センターを中心とした地域支援体制を充実させ、地域包括ケアシステムの基盤づくりとネットワークの拡充を進めます。

- ① 地域包括支援センターの充実
- ② 多職種協働のケアマネジメント支援の場としての地域ケア会議の充実

図表 8 地域ケア会議の構成



出典：厚生労働省資料より府中市作成



第3章 介護保険事業計画（第6期）

1 介護給付・予防給付の見込み

（１）被保険者数及び要介護（要支援）認定者の推計

高齢化の進展に伴い、第1号被保険者数も増加し、平成29年度には54,824人になると見込まれます。また、要介護（要支援）認定者数は、平成28年度には10,000人を超えて、今後更なる増加が見込まれます。

（２）介護保険サービスの見込み量

「第5期計画」におけるサービスの利用状況や給付費をもとに、新たな施設整備も踏まえサービス種別ごとの利用量と給付費を推計しました。この伸びが今後も続くならば、平成37年度には、総給付費は200億円を超える見込みです。

（３）施設整備

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設入所希望者の状況や市民ニーズ等を踏まえるとともに、平成37年（2025年）を見据えて、平成29年度に開設を目指します。

② 介護老人保健施設

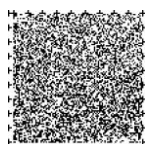
現在、市内に4か所あり、安定的なサービス提供がされていますが、リハビリテーションなどのケアが必要な高齢者の増加が予想されるため、広域的観点から整備の検討を進めていきます。

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と同様に、整備の必要性があるため、当該施設に併設して、平成29年度の開設を目指します。

④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

グループホームは、日常生活圏域ごとの計画的整備が求められており、認知症高齢者を地域で支える重要な拠点となります。本計画では、現在も整備率が低い地域があるため、平成28年度及び平成29年度に、それぞれ2ユニット（定員18名）を整備し、圏域ごとに配置されるよう体制づくりを進めます。



⑤ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）は、東京都が定める圏域内（北多摩南部圏域）の整備目標量を基本に、居宅サービスの特定施設入所者生活介護の給付実績の推移を見据えながら整備を進めます。

図表 9 第 6 期計画期間における施設数

（単位：か所、（人））

区 分	第 5 期末	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	8 (598)	8 (598)	8 (598)	9 (638)
介護老人保健施設	4 (486)	4 (486)	4 (486)	4 (486)
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（小規模特別 老人ホーム）	2 (45)	2 (45)	2 (45)	3 (65)
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	10 (168)	10 (168)	11 (186)	12 (204)

（注）（ ）内の値は定員である。

（４）３年間の標準給付費見込み額

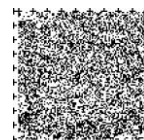
前記の総給付費に、特定施設入所者介護サービス費等給付額や高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び算定対象審査支払手数料を加算した、平成27年度から平成29年度までの3年間の標準給付費見込み額は、約442億5,012万円になります。

図表 10 平成 27 年度～平成 29 年度の標準給付費見込み額

（単位：円）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
総給付費	13,282,073,509	14,082,094,855	14,692,482,366	42,056,650,730
特定入所者介護 サービス費等給付額	391,768,123	415,365,558	438,515,425	1,245,649,106
高額介護 サービス費等給付額	231,460,057	245,401,629	259,078,774	735,940,460
高額医療合算介護 サービス費等給付額	49,870,198	52,874,038	55,820,905	158,565,141
算定対象 審査支払手数料	16,768,188	17,778,192	18,769,020	53,315,400

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
標準給付費見込み額	13,971,940,075	14,813,514,272	15,464,666,490	44,250,120,837



(5) 地域支援事業費

地域支援事業費については、平成27年度から平成29年度までの3年間で約15億円を見込んでいます。

図表 11 平成 27 年度～平成 29 年度の地域支援事業費見込み額

(単位：円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
地域支援事業費	418,655,156	443,872,082	709,451,744	1,571,978,982
介護予防・日常生活 支援総合事業費	189,496,156	199,743,082	403,475,923	792,715,161
包括的支援事業・ 任意事業費	229,159,000	244,129,000	305,975,821	779,263,821

2 サービス見込み量と質を確保するための方策

(1) 生活支援体制の充実（協議体の設置）

既存の介護予防施策を有効に活用するとともに、新たな生活支援体制を構築し、介護予防・生活支援体制の充実を図ります。

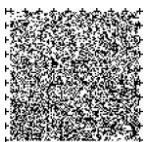
新しい総合事業の実施に当たり、「協議体」を設置します。

(2) 医療・介護の連携を進める体制整備

「府中市在宅療養環境整備推進協議会」等の体制を基礎として、在宅医療・介護関係者との連携、医療連携のための人材育成、福祉・介護と医療の情報の共有等をより充実させていきます。また今後は「在宅医療・介護連携推進センター機能」の仕組みを検討します。

(3) 福祉・介護人材の確保・支援

今後、国等が講じる対策に加えて、専門性を持った人材の定着確保に向けた支援を展開していきます。



(4) 事業者参入の促進策

今後は介護基盤を充実させていくための事業者参入の促進策を検討し、柔軟な整備計画を検討します。特に、認知症ケアについては、居宅・施設、地域密着型サービスの充実を進めるとともに、専門研修修了者（認知症介護実践リーダー、認知症ケア専門士等）のネットワークを進め、専門性の高い事業者や職員の育成を支援します。

(5) 高齢者相互・介護経験者・多様な主体の支え合い、連携

高齢者や介護の経験者、NPO・ボランティア団体、事業者等、多様な主体が地域で支え合う仕組みをつくり、一人ひとりの状況に合った介護のあり方を考え、実践していくまちづくりを展開します。

(6) 広域な連携、東京都への提言等

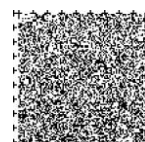
一市町村で困難な展開については、本市の立場を明らかにしながら市長会での提言を続けていきます。

また、在宅医療と介護の連携や認知症施策の推進、事業者参入の促進策など、必要に応じて近隣市等とも広域的な連携を図っていきます。

(7) 保険者機能の強化

市民や事業者への情報提供を一層充実し、制度改正への迅速な対応を行います。また、直接事業所に赴いて「実地指導」を行うなど、介護サービス事業者の育成支援と指導監督体制の強化を図るとともに、東京都が策定した「第3期介護給付適正化計画（平成27年度～平成31年度）」に基づき、給付の適正化事業を行います。

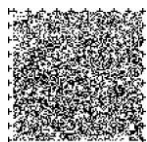
さらに、認定審査の充実を図り、要介護（要支援）認定の平準化を進めます。



3 第1号被保険者の介護保険料の設定について

これらの設定は、公費軽減の影響を含んでおりません。

区 分	対象者	保険料率	月額（円）	年額（円）
第1段階	生活保護受給者及び市民税世帯非課税者で年齢福祉年金受給者等	基準額× 0.45	2,350	28,200
	市民税世帯非課税者で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者等			
第2段階	市民税世帯非課税者で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の者等	基準額× 0.60	3,133	37,600
第3段階	市民税世帯非課税者で、第1段階または第2段階に該当しない者等	基準額× 0.70	3,650	43,800
第4段階	本人が市民税非課税者で同一世帯内に市民税課税者がいる者のうち、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者等	基準額× 0.80	4,175	50,100
第5段階	市民税本人非課税者で同一世帯内に市民税課税者がいる者で、第4段階に該当しない者等	基準額	5,225	62,700
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 1.10	5,742	68,900
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 1.25	6,525	78,300
第8段階	前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 1.50	7,833	94,000
第9段階	前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 1.70	8,875	106,500
第10段階	前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 1.90	9,925	119,100
第11段階	前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 2.00	10,450	125,400
第12段階	前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 2.20	11,492	137,900
第13段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の市民税本人課税者等	基準額× 2.50	13,058	156,700
第14段階	前年の合計所得金額が2,000万円以上の市民税本人課税者	基準額× 2.80	14,625	175,500



図表 12 第 6 期介護給付費と保険料の全体像

介護給付（居宅・施設・地域密着型サービス）
39,738,478,505円（89.8%）

予防給付（居宅・地域密着型サービス）
2,318,172,225円（5.24%）

区 分	費用（円）
(1) 居宅サービス	21,438,559,329
①訪問介護	
②訪問入浴介護	
③訪問看護	
④訪問リハビリテーション	
⑤居宅療養介護	
⑥通所介護	
⑦通所リハビリテーション	
⑧短期入所生活介護	
⑨短期入所療養介護	
⑩特定施設入居者生活介護	
⑪福祉用具貸与	
⑫特定福祉用具購入	
(2) 地域密着型サービス	3,532,966,963
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
②夜間対応型訪問介護	
③認知症対応型通所介護	
④小規模多機能型居宅介護	
⑤認知症対応型共同生活介護	
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
⑧看護小規模多機能型居宅介護	
(3) 住宅改修	165,241,885
(4) 居宅介護支援	2,101,695,501
(5) 介護保険施設	12,500,014,827
①介護老人福祉施設	
②介護老人保健施設	
③介護療養型医療施設	

区 分	費用（円）
(1) 居宅サービス	1,969,761,558
①介護予防訪問介護	
②介護予防訪問入浴介護	
③介護予防訪問看護	
④介護予防訪問リハビリテーション	
⑤介護予防居宅療養介護	
⑥介護予防通所介護	
⑦介護予防通所リハビリテーション	
⑧介護予防短期入所生活介護	
⑨介護予防短期入所療養介護	
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	
⑪介護予防福祉用具貸与	
⑫特定介護予防福祉用具購入	
(2) 介護予防地域密着型サービス	22,235,796
①介護予防認知症対応型通所介護	
②介護予防小規模多機能型居宅介護	
③介護予防認知症対応型共同生活介護	
(3) 介護予防住宅改修	93,305,842
(4) 介護予防支援	232,869,029

その他 2,193,470,107円（4.96%）

区 分	費用（円）
特定入所者介護サービス費等給付額	1,245,649,106
高額介護サービス費等給付額	735,940,460
高額医療合算介護サービス費等給付額	158,565,141
算定対象審査支払手数料	53,315,400

事業費見込総額 = 標準給付費 44,250,120,837 円 + 地域支援事業費 1,571,978,982 円 = 45,822,099,819 円

【財源の内訳】 標準給付費 44,250,120,837 円

第1号保険料	第2号保険料	国負担金	調整交付金	都負担金	市負担金
10,298,434,628 (約23%)	12,390,033,834 (28.0%)	7,743,771,146 (17.5%)	1,649,098,000 (3.61-3.81%)	6,637,518,125 (15.0%)	5,531,265,104 (12.5%)

地域支援事業費 1,571,978,982 円（介護予防・日常生活支援総合事業 792,715,161 円、包括的支援・任意事業 779,263,821 円）

	第1号保険料	第2号保険料	国負担金	調整交付金	都負担金	市負担金
介護予防・日常生活支援総合事業	174,397,336 (22.0%)	221,960,245 (28.0%)	198,178,790 (25.0%)	(-) (-)	99,089,395 (12.5%)	99,089,395 (12.5%)
包括的支援・任意事業	171,438,041 (22.0%)	(-) (-)	303,912,890 (39.0%)	(-) (-)	151,956,445 (19.5%)	151,956,445 (19.5%)

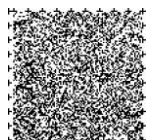
標準給付費の第1号保険料 + 地域支援事業費の第1号保険料 = 10,644,270,005 円

保険料段階 14 段階制が新 14 段階制へ

本来の保険料基準月額 5,457 円

介護給付費等準備基金の取崩し 約 4 億 5 千万円

第6期保険料基準月額 5,225 円



第4編 障害者計画・障害福祉計画（第4期）

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念と考え方

（1）計画の理念

本市では、障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、「府中市障害者計画・障害福祉計画」を改訂することとなりました。

「自立（自律）」とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。

そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす普通の市民として生活することを目指したサービスの構築と、地域で暮らす人々の理解と配慮が必要となります。特に、障害のある人が普通に働ける社会を実現することが強く求められているところです。

また、この計画は、障害のある人のためだけのものではなく、すべての市民にとっても大切なものです。

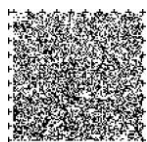
バリアフリーのまちづくりが、車いす等を利用する障害のある人だけではなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、すべての障害のある人※が安心して暮らせるまちは、すべての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。

すべての障害のある人のための計画づくりは、すべての市民にとっても明日をひらくものになるのです。

これらの考え方を踏まえ、この計画の目指すべき基本理念と基本視点を次のように位置付けます。

※ 「すべての障害のある人」とは、障害者手帳所持者に限らず、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害など日常生活に様々な障害のある人を含みます。

障害のある人もない人も、
市民すべてが安心して
自立した暮らしができるまち・府中の実現



(2) 計画の考え方

- 視点1 すべての市民のための計画
- 視点2 「すべての障害のある人」を対象とした計画
- 視点3 サービスの質と量の確保
- 視点4 すべての施策における障害のある人への配慮
- 視点5 障害のある人への、家族に頼らない地域生活支援

2 計画の基本目標

(1) 情報提供と相談支援機能の充実

障害のあるすべての人の個人の尊厳と自己決定を実現するため、サービスについての情報提供とともに、一般的な相談、利用計画の作成に至るまでの総合的な支援体制を整備します。

また、判断能力が不十分な人も安心してサービスを利用し、地域で生活できるように権利擁護体制を整備します。

(2) 障害のある人の社会参加の推進

障害のある人一人ひとりが地域で自立して暮らすため、地域活動・社会活動への参加を促進します。ニーズに応じた学習機会の提供が行われるよう、学校教育を充実するとともに、生涯学習にも力を入れます。さらに、意思や能力に応じた選択ができるよう、就労への支援を行います。

(3) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

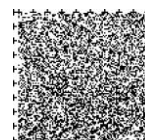
障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らすため、障害のある人の住まいの確保や日常生活の支援、保健・医療との連携、避難行動要支援者支援体制、防犯対策など、様々な施策の充実を行います。

(4) 支え合う仕組みづくりの促進

すべての市民が地域の一員としていきいきと暮らすため、地域での支え合う仕組みづくりを促進するとともに、その核となる人材育成に取り組みます。

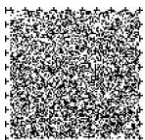
(5) 協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進

障害のある人もない人も個人として尊重される地域社会を実現するため、すべての市民がノーマライゼーションの理念を理解し、協働・連携しながら、福祉のまちづくりに参加できるような体制を整えていく必要があります。

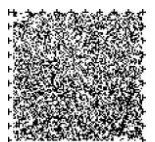


3 計画の体系

目 標	方 針	施 策
1 情報提供と相談支援機能の充実	(1) 情報提供体制の充実 (2) 「すべての障害のある人」に向けた相談支援 (3) 権利擁護の推進	— ①総合的な情報提供体制の充実 ②情報へのアクセスの支援 ③コミュニケーションの円滑化の促進 ④利用しやすいサービス情報の提供 — ①相談機能の充実 ②「すべての障害のある人」に向けた生活支援 ③ピアカウンセリングの充実 — ①権利擁護事業の充実
2 障害のある人の社会参加の推進	(1) 地域活動及び社会活動への参加促進 (2) 学習機会の拡大 (3) 就労への支援	— ①地域交流の促進 ②外出時の支援の充実 ③障害のある人の参加による多様な計画の推進 — ①教育相談の充実 ②学校教育の充実 ③生涯学習やスポーツの機会の充実 — ①一般就労への支援 ②作業所などの就労機能の強化
3 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進	(1) 在宅サービスの充実 (2) 安心して住める環境づくり (3) 保健・医療との連携促進	— ①ホームヘルプサービスの充実 ②日中活動の場の充実 ③福祉機器の活用による自立支援の促進 ④移動・移送サービスの充実 ⑤高齢者・介護保険サービスとの連携の強化 ⑥介護者への支援 — ①地域生活支援拠点の整備 ②地域での住まいの確保 ③民間賃貸住宅への入居支援 ④住宅の利便性の向上 ⑤地域生活への移行と定着 — ①健康づくりへの支援 ②障害の早期把握・早期対応 ③医療費助成の充実の要請



目 標	方 針	施 策
	(4) 障害のある児童への支援	①療育体制の充実 ②保育サービスの充実 ③学校教育の充実 ④放課後対策
	(5) 経済的支援体制の強化	①年金や手当などの充実
	(6) 災害時の支援体制の構築と避難所の検討	①避難行動要支援者支援 ②福祉避難所の確保
	(7) 防犯対策	①防犯に関する情報提供
4 支え合う仕組みづくりの促進	(1) 地域の協働による支え合い体制	①機関・施設・団体間の連携支援 ②団体・機関のネットワーク化 ③地域での交流・活動の促進 ④障害者施設の地域への開放
	(2) 地域の福祉人材の確保	①地域の人材などの活用 ②ボランティアの育成
	(3) 障害者福祉団体の活動支援及び協働	①自主活動への支援
	(4) 障害福祉サービス事業所への支援	①ネットワークの構築 ②サービス提供に携わる事業所・人材の育成
5 協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進	(1) 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	①ノーマライゼーションの理念の普及 ②障害のある人への理解・啓発事業の充実
	(2) バリアフリーの推進	①移動のバリアフリー化の推進 ②だれでもトイレの整備拡充 ③福祉のまちづくり条例の取組の推進



第2章 重点施策

1 相談支援機能の充実

現在は市と3つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）が連携し、様々な相談に対応する体制を整えています。しかし、相談内容は年々多様化かつ複雑化し、相談件数も増加しています。

また、障害福祉サービスのサービス等利用計画の作成・見直しを行う指定特定相談支援事業所も不足している状況です。

すべての障害のある人が気軽に相談できる体制を確保するために、市の総合相談窓口と各相談支援事業所が連携を図るとともに、相談支援に携わる人材の育成・確保を行います。また、サービス等利用計画を作成するための指定特定相談支援事業所の体制を確保します。

- ① 相談支援に携わる人材の育成・確保
- ② サービス等利用計画を作成する事業所の拡大
- ③ 関係機関のネットワークの構築

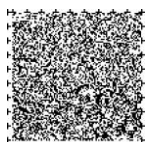
2 就労支援の強化

特に知的障害や精神障害のある人で、働く場の確保や就労の定着を求める人が多くなり、一般就労への希望も少なくありません。現在は、就労支援事業を中心に、委託相談支援事業所と連携しながら一般就労への支援を進めていますが、一般企業への就職率は、依然として低い状況にあります。

また、国の方針としても、「障害福祉計画（第4期）」においては、更なる一般就労の推進及び就労移行支援事業の強化が求められています。

一般就労を進めるため、関係機関との連携による支援を充実するとともに、就労の定着化を図ります。また、就労支援事業の強化も行います。

- ① 各機関の連携の一層の強化
- ② 就労支援事業の強化
- ③ 精神障害に対応する就労支援相談体制の強化



3 地域生活支援の充実

障害のある人が地域で安心して生活できるように、これまでもグループホームの整備を進めてきましたが、十分とはいえない状況です。

また、親や介護者の高齢化により複合的な課題を抱える家庭が多くなっているとともに、親亡き後に地域で安心して過ごすための支援も求められています。

「障害福祉計画（第4期）」における国の基本指針に基づき、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域生活の基盤の一つであるグループホームの整備を進めるとともに、地域生活支援拠点の整備を行います。また、権利擁護事業の更なる普及・充実にも取り組みます。

- ① グループホームの誘致
- ② 地域生活支援拠点の整備
- ③ 権利擁護事業の推進

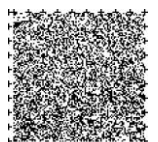
4 障害福祉サービスの安定的な供給

本市の手帳所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの実績も年々増えています。また、平成25年4月から難病のある人も必要と認められた障害福祉サービスの利用対象となり、福祉サービスの需要はさらに高まることが予測されます。

一方で、多くの事業所が経営上の問題のみならず、人材の確保・育成、有資格者の不足などの人材面に関する不安など、サービスを実施する上で様々な課題を抱えています。

そのような課題を解決し、市内事業者のサービスの質を平準化する取組が求められます。

- ① 事業者ネットワークの構築
- ② 障害福祉サービスの提供体制の充実



第3章 障害福祉計画（第4期）

1 障害者総合支援法のねらい

（１）基本理念

共生社会を実現するため、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として掲げています。

（２）障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加えています。

（３）障害支援区分の創設

従来の「障害程度区分」を、障害の多様な特性やその他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めました。

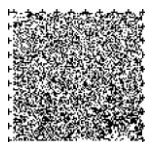
※ 障害支援区分の認定に当たっては、知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行っています。

（４）障害者に対する支援

- ・重度訪問介護の対象拡大
- ・共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ・地域移行支援の対象拡大
- ・地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

（５）サービス基盤の計画的整備

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ・基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ・市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ・自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化



2 成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標

平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を平成29年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

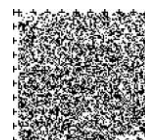
施設入所者数を平成25年度末時点から平成29年度末までに4%以上削減することを目指します。

項 目	数 値	考え方
平成 25 年度末の入所者数 (A)	139 人	平成 26 年 3 月 31 日の数
【目標値】 地域生活移行 (B)	17 人 (12.2%)	(A) のうち、平成 29 年度末までに地域生活に移行する人の目標数
新たな施設入所者 (C)	8 人	平成 29 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成 29 年度末の入所者数 (D)	130 人	平成 29 年度末の利用人員見込み (A-B+C)
【目標値】 入所者削減見込み	△9 人 (△6.5%)	差引減少見込数 (A-D)

(2) 地域生活支援拠点等の整備に関する目標

障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を1か所以上整備することを目指します。

項 目	数 値	考え方
平成 25 年度末の整備数	0 か所	平成 26 年 3 月 31 日の数
【目標値】 平成 29 年度末の整備数	1 か所	平成 30 年 3 月 31 日の数



(3) 福祉施設等から一般就労への移行に関する目標

① 福祉施設から一般就労への移行者数

平成29年度の福祉施設等から一般就労への移行実績を平成24年度の2倍以上にすることを目指します。

項 目	数 値	考え方
平成 24 年度の 年間一般就労者数	14 人	平成 24 年度において就労移行支援事業等※を利用し、一般就労した人の数
【目標値】 平成 29 年度の 年間一般就労者数	28 人	平成 29 年度において就労移行支援事業等※を利用し、一般就労する人の数

※ 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）のことをいいます。

② 就労移行支援事業の利用者数

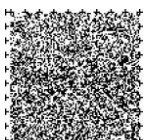
平成29年度末までに就労移行支援事業利用者数を平成25年度末時点から60%以上増加することを目指します。

項 目	数 値	考え方
平成 25 年度末の 利用者数（A）	50 人	平成 26 年 3 月 31 日時点の数
【目標値】 利用者数（B）	80 人	平成 29 年度末までの利用者数の目標
利用者数の増加見込み	30 人 (60.0%)	B－A

③ 就労移行率が 30%以上の就労移行支援事業所の割合

平成29年度において、市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所を全体の50%以上とすることを目指します。

項 目	数 値	考え方
平成 25 年度末の 就労移行率が 30% 以上の事業所の割合	66.7% (4/6 事業所)	平成 26 年 3 月 31 日時点の市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所
【目標値】 平成 29 年度末の 就労移行率が 30% 以上の事業所の割合	80%以上	平成 30 年 3 月 31 日時点の市内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が30%以上の事業所



3 障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

① 見込量

実績が増加しているため、平成27年度以降も各年度に実績の伸びが継続すると見込みます。

② 見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会の設置を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

(2) 日中活動系サービス

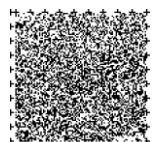
① 見込量

生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所は、実績が増加傾向にあるため、平成27年度以降も各年度に実績の伸びが継続すると見込みます。

自立訓練（機能訓練）は、市内に事業者もなく利用者数が少ないこともあり、平成27年度以降は実績から一定の値を見込みます。

② 見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、事業所の誘致のための情報提供を行うとともに、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会の設置を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。



(3) 居住系サービス

① 見込量

施設入所支援は、平成27年度以降も引き続き入所者の地域移行促進に努め、減少傾向が継続すると見込みます。

グループホームは、実績が増加しているため、平成27年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

② 見込量確保のための方策

施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保します。

グループホームについては、増加傾向にある見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入や新規開設を促し、整備を図ります。また、障害のある人が地域のグループホームで生活することへの市民の理解を深める普及啓発活動を図ることに努めます。

(4) 相談支援サービス

① 見込量

計画相談支援のサービス量は増加傾向にあり、平成27年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

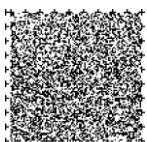
地域移行支援は、平成27年度以降も引き続き地域移行の促進に努めることから、伸びていくと見込みます。

地域定着支援は、実績が増加しているため、平成27年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

② 見込量確保のための方策

増加傾向にある計画相談支援の見込量を確保するため、事業所の参入を促進し、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。



(5) 地域生活支援事業

① 見込量

相談支援事業、地域活動支援センター、手話通訳者養成研修事業及び点字奉仕員養成研修事業は、平成27年度以降も継続して見込みます。

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業及び移動支援事業は、地域生活には欠かせないサービスであるため、今後も増加傾向が続くものとして見込みます。

② 見込量確保のための方策

相談支援事業及び地域活動支援センターについては、現在の実施か所数を維持します。また、関係機関と連携しながら、機能の充実を図ります。

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業及び移動支援事業については、増加傾向にある見込量を確保するため、提供体制を確保します。

手話通訳者養成研修事業及び点字奉仕員養成研修事業は、引き続き実施し、人材の育成に努めます。

(6) 障害のある児童に向けたサービス

① 見込量

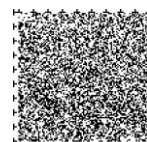
障害のある児童に向けたサービスはサービス体系の変更に伴い、第4期計画から新たに見込んでいます。児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援は、実績が増加傾向にあるため、平成27年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

医療型児童発達支援は、平成27年度以降は3年間の実績の平均程度を見込みます。

② 見込量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会の設置を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

障害児相談支援については、増加傾向にある見込量を確保するため、事業者の参入を促進します。



第5編 計画の推進に向けて

1 評価、点検、推進における組織

計画の推進に当たっては、公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される協議機関において、継続的な計画評価と見直しを行います。

2 協働・ネットワーク

福祉の推進に当たっては、市民、自治会・町会などの地域組織・団体、NPO・ボランティア団体、事業者、教育機関、市などの地域の構成主体が、福祉のまちづくりの方向性を共有し、それぞれの持てる力を発揮し、お互いに連携・協働することが必要です。

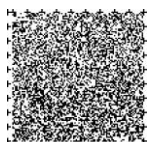
市民、自治会・町会などの地域組織・団体、NPO・ボランティア団体、事業者、教育機関などの個々の取組を、行政が仕組みづくりの点から支援します。

3 庁内体制の整備

福祉を取り巻く状況は多様化しており、課題を解決するためには、総合的な対応が求められます。福祉関連の部署だけでなく、他の関連分野の部署と横断的な連携が取れるように、体制を整備します。

4 国・都への要望

福祉の円滑な推進に向けて、市長会等を通じて、国や東京都に対する積極的な提言及び働きかけを行います。



府 中 市 福 祉 計 画
地 域 福 祉 計 画 ・ 福 祉 の ま ち づ く り 推 進 計 画
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 ・ 介 護 保 険 事 業 計 画 （ 第 6 期 ）
障 害 者 計 画 ・ 障 害 福 祉 計 画 （ 第 4 期 ）

（概要版）

平成 27 年 3 月

発 行： 府中市 福祉保健部 地域福祉推進課
〒183-8703 府中市宮西町2丁目 24 番地
TEL 042(335)4182（直通）



